

平成30年度第2回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年5月10日（木）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 平成30年5月10日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 増岡美知子	3番 土山 秋吉
4番 中嶋 英徳	5番 松野 智子	6番 濱崎 伸二
7番 嶋田 正忠	8番 大淵 一弘	9番 島川 俊昭
10番 石井 博俊		
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志
六栄区域	徳永 章	城戸 政治
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	池上 春男
------	-------
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋
農業委員会事務局 書記 木原 弘智
9. 提 出 議 案

報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請取下げについて
報告第3号 農地の形状変更届について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第6号 農用地利用集積計画（案）の決定について
その他

事務局 それでは始めたいと思います。起立。礼。着席。  
それでは、ただいまから、平成30年度第2回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長 初めに濱北会長より御挨拶をお願いします。  
朝起きてみると、本当にすがすがしい新緑の爽やかな気候で、今が一番過ごしやすい気候ではなかろうかと思います。今から先、田植えや麦刈りやらで忙しい時期を迎えますが、どうぞ病気とかけがをしないように頑張っていたきたいと思います。

事務局 今日は第2回の長洲町農業委員会定例会でございます。どうぞよろしくお願いたします。  
それでは、本日の出席委員は10名中10名で、全員御出席でございます。定足数に達しておりますので総会は成立することを、まず御報告させていただきます。

濱北会長 それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定の基づき会長が会議の議長になりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。  
わかりました。  
本日の提出議案は、報告第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請取下げについて」、報告第3号「農地の形状変更届について」、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第6号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。  
まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、議事録には議長及び委員会において定めた二人以上の出席委員が署名、押印しなければならないとなっております。本日の議事録署名委員は、9番島川委員、10番石井委員にお願いいたします。  
それでは、早速議事を進めてまいります。1ページです。  
報告第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請取下げについて」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。  
事務局 説明の前に、先ほどの提出議案のところの報告第2号、「農農地」と「農」がかぶっていますので、一つ訂正をお願いいたします。申しわけありません。  
それでは、報告第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請取下げがありましたので、次のとおり報告いたします。  
受付番号1番になります。  
申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。  
取り下げ理由は、都合により取り下げを行うものです。なお、備考に

	<p>取り下げ前の審議案件及び再申請の審議案件名を記載しております。この前かかって、指摘を受けた案件でございます。</p> <p>以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございませんか。</p> <p>なければこれで決定してよろしいでしょうか。</p> <p>—ありません の声有—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。報告第2号はこれで終わります。</p> <p>次に進めていきます。2ページです。報告第3号「農地の形状変更届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、2ページになります。報告第3号、農地の形状変更届がりましたので、次のとおり報告いたします。こちらも受付番号1番になります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>申請理由及び工法等は議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>簡単ですが、以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について、何か質問等はございませんか。</p> <p>—ありません の声有—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。なければこれで決定いたします。3号を終わります。</p> <p>次に進めてまいります。3ページです。報告第4号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり御報告いたします。</p> <p>受付番号は41番と、年度が変わりまして1番という形で2件上がっております。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。</p> <p>以上で報告第4号の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。この件について、何か質問等はないですか。</p> <p>—ありません の声有—</p>
濱北会長	<p>ないようですので、原案どおり決定してよろしいですか。</p> <p>—異議ありません の声有—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。報告第4号はこれで終わりにします。</p> <p>次に進みます。4ページです。議案第4号「農地法第3条第1項の規</p>

濱北会長  
事務局

定による許可申請について」を議題といたします。なお、この件について濱崎委員が申請人であるために、長洲町農業員会会議規則第12条の規定に基づき議事に参与できませんので、退室をよろしくお願いいたします。

－濱崎委員 退室－

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

それでは、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

受付番号1番でございます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては6ページをお開きください、地図を添付しております。場所がマルエイ新長洲店の北側になります。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。先ほどの別冊説明資料の1ページをごらんください。

申請理由につきましては、経営規模拡大による賃借権の設定となっております。また、以前の耕作者は町外在中であり、現在の居住地を中心に農業を経営されておられます。全部効率利用要件につきましては、賃借人は農作業歴12年であり、経営面積6,780㎡を夫婦で農作業に従事されております。申請地には水稻の作付を行うということであり、今後も全ての農地を利用するということでございます。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台を所有されており、田植え機を1台購入予定、稲刈り、乾燥、もみすりについては委託をされておられます。

通作距離につきましては、自宅から徒歩で5分という距離でございます。

地域との調和要件でございますが、申請地には水稻の作付を行うということであり、これまでも水稻の作付が行われており、周辺農地に支障を与えることはないということでございます。

農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うということでございます。

それと、取得後の下限面積要件につきましては、取得後は9,278㎡でございます。下限面積の5,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

地域との役割分担の状況といたしまして、周辺農家と協力して用水路等の管理、防草作業に努めていくということでございます。

以上、受付番号1番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長  
土山委員

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を担当委員の3番土山委員にお願いします。

3番の土山です。

場所を説明しますが、セブンイレブンの梅田店があります。この石原橋と書いてある下のほうですね。これをずっと北上しますと一つの信号があります。それをずっと西のほうに下っていきます。そうすると、裏側の水路があり、その横です。マルエイからも私の家のほうに200mぐらい行ったところが現地です。

ここは申請地の2枚が別々になっていますけれども、実際は同じ高さです。あぜを外して一枚物です。だから、現在は道路の上のほうの1枚、道路の下のほうが1枚という感じで、2枚になっております。

賃貸人は、玉名のほうに農地を集積するということで、この地区は水の管理を濱崎さんがされています。だから濱崎さんにつくってくれということで頼まれています。

別に耕作上問題になる点はないと思います。どうか審議のほどよろしくお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の磯川推進委員に御意見を伺います。

磯川推進委員 前回もここは見が行ったんですよね。申請があったところが、今日申請があった西側ですか、下の。そのときに見たのですが、別に支障ないと思います。審議のほどお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。事務局の説明と担当員、担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問等はないですか。

濱北会長 —ありません— の声有—  
なければ賛成の挙手をお願いします。

濱北会長 —賛成者挙手—

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号1番については原案どおり決定いたします。

濱北会長 —濱崎委員 入室—

濱北会長 次に進みます。8ページです。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局 それでは、議案第5号、農地法第5条第1項による許可申請について次のとおり提出いたします。

受付番号1番です。先ほど報告第2号にて御説明しました取り下げ案件に関する案件でございます。

先月の議案にて御審議をいただいた結果、事業内容を再度、精査、検討していただき、今回の再申請となっております。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、10ページをごらんください。名称が変わりました長洲しおかぜこども園の南側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の2ページをごらん

ください。

申請理由につきましては、運動場用地建設に伴う売買による所有権移転ということでございます。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域第一種住居地域であるため第三種農地と判断しており原則許可になります。

資力につきましては、金融機関の残高証明書及び支払済領収書が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年6月10日着工予定、平成30年12月28日完成予定ということで適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、運動場用地としての建設であり、適当であると判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は平坦な土地であるため、現地盤に山砂を10センチほど敷きならせば、園児たちの運動場として使用できるということで、土地造成工事に係る土砂流出等はないということでございます。

その他、新たな給水、排水はございません。

以上、受付番号1番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を担当委員の6番濱崎委員にお願いいたします。

濱崎委員

6番濱崎です。

先月あった案件の分の話で、申請理由を駐車場から運動場用地に変えて、あそこの細い道を通らないという条件をクリアした形での申請になつていると思いますので、何ら問題ないと思います。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の磯川推進委員に御意見を伺います。

磯川推進委員

今回は申請理由が運動場の用地ということなので、別に支障ないと考えます。審議のほどよろしく申し上げます。

濱北会長

ありがとうございました。事務局と担当委員、それから担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問等はないですか。

—ありません— の声有—

濱北会長

なければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号1番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号2番です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書8ページの受付番号2番目、真ん中になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積につきましては議案書に記載のとおりでございます。

申請地につきましては、12ページをお開きください。ホームセンターのナフコ長洲店の南側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の4ページをごらんください。

申請理由につきましては、現在アパート住まいのため専用住宅を建設するため、売買による所有権移転ということでございます。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域であるため第三種農地と判断しており、原則許可になります。

資力につきましては、金融機関の融資審査通知書及び残高証明書が事業費を超過のため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年6月1日着工予定、平成31年5月31日完成予定ということで適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、一般住宅建設ということで、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回っているため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、周辺に農地はなく申請地は平たんな土地であるため、造成工事の予定はないということでございます。

南側に水路がありますが、コンクリートブロックが2段積みで設置してあるため、水路の土砂流出もないということでございます。

その他、給水につきましては町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は敷地内に6カ所の雨水枡を設置し、東側道路側溝へ放流ということになってございます。

以上、受付番号2番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を担当委員の4番中嶋委員にお願いします。

中嶋委員

4番の中嶋です。

場所については、資料12ページに載っていますとおり、セブンイレブンとB&Gに行く交差点から斜めに清源寺の平原とか清源寺の裏のほうに入る斜めの道を入れていただいて、平原の学習センターがある真南でございます。国道からも見えるかなということで、出入口もされていますし、そのまま家が建てられる状態でされているようです。

囲いも全部ブロック塀にされていますし、先ほど資料の中にもありましたとおり土砂の流出等もないのかなと思っております。周りも住宅地の中の一画でありますので別に問題ないということで、よろしくお願

濱北会長	<p>いたします。</p> <p>ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。</p>
中村推進委員 濱北会長	<p>この前1日に見て、今言われたとおり、別に何の支障もございません。ありがとうございました。事務局の説明と担当委員、担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問等はないですか。</p> <p>—ありません の声有—</p>
濱北会長	<p>なければ、賛成の挙手をお願いします。</p> <p>—賛成者挙手—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号2番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に進みます。受付番号3番です。事務局より説明をしてください。</p> <p>それでは、受付番号の3番です。8ページの一番下になります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積につきましては議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>申請地については議案の14ページをお開きください。ナフコ長洲店の東側になります。</p> <p>許可基準等について御説明いたします。説明資料の6ページをお願いいたします。</p> <p>申請理由につきましては、太陽光発電による売電収入により経営の向上を図るため、太陽光発電施設を建設するための売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分でございますが、第一種、第三種ともに該当しないため、それと、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地として第二種農地と判断しております。</p> <p>申請地のほかに適当な代替地がない場合には、原則許可できることとなります。</p> <p>資力につきましては、金融機関の残高証明書が事業費用超過のため適当と判断しております。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年6月1日着工予定、平成31年5月31日に完成予定ということで適当と判断しております。</p> <p>施設計画面積の妥当性につきましては、太陽光発電施設建設に伴うものであり、図もありますけれども、パネル192枚及び通路等に必要な面積ということで適当と判断しております。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。</p> <p>周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、特に造成の計画はなく現在の形状のまま設置するというところでございます。</p> <p>その他、雨水は集水柵を3カ所設置し、北側水路へ給排水はないということでございます。</p>



濱北会長	以上、受付番号3番の説明を終わらせていただきます。
松野委員	ありがとうございます。ただいま事務局の説明がありました。補足説明を担当委員の5番、松野委員にお願いいたします。
濱北会長	5番の松野です。
楠田推進委員	場所は資料をご覧ください。県道をJAのほうに行っていた池のある少し東側になります。宅地の横に畑がちょこっと変な格好で残っている場所ですけれども、現在、柑橘系の木が数本植えてあるぐらいで、何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。
楠田推進委員	ありがとうございます。
濱北会長	続きまして、担当推進委員の楠田推進委員に意見を伺います。
松野委員	楠田です。
松野委員	場所は今、松野委員が言われましたとおり、清源寺の中を通っている県道の横にため池がありまして、その少し東側です。わかりやすく言えば、清源寺の保全帯にコスモスを植えているところの少し横でございます。
松野委員	ここは、もとは農家の人が住んでおられましたけれども、不在になり家を解体されてその土地を分譲されたわけです。その残りを、西側にありました土地と合わせて、ここに太陽光をされるのだと思います。
松野委員	今までは草が生えて荒れた状態でしたので、太陽光をされれば別いいのではないかと私は思います。
松野委員	以上です。
濱北会長	ありがとうございます。
松野委員	事務局と担当推進委員、担当委員の説明がありました。この件について何か御意見等はないですか。
松野委員	どうぞ。
磯川推進委員	ため池の北側に道があるようになっていきますよね。
楠田推進委員	堤防。
磯川推進委員	堤防ですか。ああ、堤防ですね。
楠田推進委員	そこを便宜上通っておられます。
磯川推進委員	道はあつとですか、畑までの。
楠田推進委員	畑までは東側のほうに。
磯川推進委員	東側のほうに道があつとですね。
楠田推進委員	道は、一応、確保しておられますよ。
磯川推進委員	工事をされるのに、道はどこを通られるのかなと思って。
楠田推進委員	住宅の北側に、工場の西側に住んでおられる人が、自分ちに入るための道路を確保しておられます。
磯川推進委員	道はあるんですね。
楠田推進委員	道というか荒地ですたいね。
磯川推進委員	道路にはなつとらんとですたいね。どこを通過して工事をされるということですかね。

松野委員	申請地と書いてある矢印のところ、譲渡人の土地になつとです。そこば通って奥まで。
楠田推進委員	だけん、矢印のところ住宅が2軒建つとつとです、ここの手の申請地としてあるところ。多分そがんでしょう。
事務局	申請地の横の宅地ですが、農転上ここは宅地なので上がってはきませんけれど、横についても太陽光を建てる売買の話はできあがっているらしいです。
	それで、申請地の横の2筆の宅地は譲渡人の土地なので、工事車両関係はこちらの道から来て、多分、ここら辺にとめられるというところですよ。
	濱北会長… ほかにありませんか。
	—ありません の声有—
濱北会長	ほかになければ、賛成の方は挙手をお願いします。
	—賛成者挙手—
濱北会長	ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号3番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に進みます。16ページです。議案第6号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案第6号、農用地利用集積計画（案）が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めるものでございます。
	今回の申請につきましては、17ページが総括表となり、平成30年の期間ごとの総括になります。次の18ページが今回の借り手の一覧でございます。現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして、今後の経営面積となります。
	詳細につきましては19ページ、賃借権が3件、3筆、合わせまして4,055㎡
	続いて20ページ、期間借地が1件、1筆499㎡となっております。
	また、21ページから所有権移転ということで、所有権一覧表、22ページが詳細で、1件5筆5,573㎡となります。こちらにつきましては、現在、事業を進めております第2腹赤地区圃場整備事業に伴い、不換地希望農地について、熊本県農業公社の事業を活用しての売買事業となります。
	以上、議案第6号の説明を終わります。
濱北会長	ありがとうございます。ただいま事務局より説明がございました。この件について何か質疑、質問等はございませんか。
	—ありません の声有—
濱北会長	ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。
	—賛成者挙手—
濱北会長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。

濱北会長

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。委員、推進委員の皆さんから、その他の件について何かご質問等はないですか。

－ありません の声有－

なければ事務局から連絡事項をお願いします。

(その他事務局説明)

1. 県営第二腹赤圃場整備事業の不換地希望農地の売買に係る説明会について
2. 農地等の利用最適化推進会議について
3. 委員報酬関係について

濱北会長

それでは、これもちまして平成30年度第2回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会 (終了 午前11時01分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印